

第 21 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 21 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 藤原 重信

会議日時 令和 4 年 6 月 28 日 午後 2 時 00 分開会

会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第 1 号

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | | 会期の決定 |
| 日程第 2 | | 書記及び議事録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 農地法の適用外であることの証明願について |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について |

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 9 名）

議長	藤原 重信君	1 番	細谷 知成君
2 番	今野八重子君	4 番	金野たか子君
5 番	古内 嘉博君	6 番	中村 亨 君
7 番	鈴木 力男君	8 番	及川 建則君
9 番	熊谷 玲子君		

（農地利用最適化推進委員 9 名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	村上 優司君
	末崎地域	尾形キヨシ君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 一志君	日頃市地域	佐藤美智子君
[三陸町地区]	綾里地域	畑中 圭吾君	越喜来地域	鈴木 学 君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0 名）

早退者（0 名）

欠席者（1 名） 大船渡地区立根地域推進委員 金 典夫君

事務局出席者

局 長	小松 哲 君	局長補佐	佐々木浩久君
主 事	菅野 由夏君		

午後 2 時 00 分開会

○議長（藤原重信君） 本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第 21 回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今年もまた農地パトロールの時期がまわってきて、そして、また 7 月の 15 日は農地の日ということで、いろんな予定も企画されているようであります。暑い日が続くことが予想されますが、現地の調査にあたっては、水分の補給などお互いに健康管理に気を配りながら活動して任務を努めたいなど、そう思っているところであります。どうぞご協力のほどお願いを申し上げ挨拶に代えたいと思います。終わります。

○議長（藤原重信君） 本日出席の農業委員は 9 名、推進委員は 9 名であります。欠席の連絡があった推進委員は大船渡地区立根地域金典夫推進委員の 1 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、小松事務局長から報告をお願いいたします。

○事務局長（小松哲君） それではお手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。初めに先月開催の第 20 回総会以降の経過報告です。5 月 31 日、令和 4 年度全国農業委員会会長大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により岩手県農業会議の代表者が参加し、当委員会は欠席しております。6 月 10 日、令和 4 年度岩手県都市農業委員会会長会総会は書面議決としております。6 月 20 日、農地パトロールに係る市の広報が発行されております。

次に本日の総会以降の行事予定でございます。6 月 30 日、一般社団法人岩手県農業会議総会は書面議決書を提出しております。7 月 14 日、農地の日関連行事としてデジタル活用体験会を開催しますので、委員の皆様のお出席をよろしくお願いいたします。例年参加しております椿の植樹は、農林課から実施は本年度は難しい旨、説明を受けております。7 月 15 日、岩手県主催の農地の日・地域計画スタートアップキャンペーン始球式（仮称）が開催されます。委員への参加要請は予定していないとのことですが、事務局職員のウェブ参加を要請されておりますので、事務局で対応いたします。次回の第 22 回の総会は 7 月 28 日に開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。行事等でご不明な点につきましては事務局までお問い合わせ願います。私からは以上でございます。

○議長（藤原重信君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めることといたします。

○議長（藤原重信君） 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ご異議なしと認めます。それでは議長より指名いたします。書記には事務局の菅野由夏主事、議事録署名委員には4番金野たか子農業委員、5番古内嘉博農業委員を指名いたします。

○議長（藤原重信君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） それでは議案書2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1番、登記地目、現況地目は田及び畑、面積は合計で1万4,521㎡。権利を取得した事由は相続。届出は5月13日付けで送付され、5月16日に受理しております。議案書3ページをお開きください。番号2番、登記地目は畑及び田、現況地目は田、畑及び雑種地、面積は合計で4,666㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付けは5月23日となっております。議案書4ページをお開きください。番号3番、登記地目は畑及び田、現況地目は畑、原野、宅地及び田、面積は合計で1万9,093㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付けは5月24日となっております。次に番号4番、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積は2,388㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付けは5月24日となっております。以上でございます。

○議長（藤原重信君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 次に日程第4、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（佐々木浩久君） 議案書5ページをお開きください。議案第1号農地法第4条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

地図の1ページ及び2ページをあわせてご覧ください。なお、番号1番及び番号2番は同一所有者で近接する土地であるため、あわせてご説明させていただきます。番号1番、登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は949㎡であります。下段の番号2番、登記地目は畑、現況地目は雑種地ですが、東側の山林が土地の半分程度まで拡大している状況であります。面積は748㎡。転用の目的といたしましては、これらの土地に樹木を植えて庭及び山林として管理するためとしており、40年以上前に申請者の親族が居宅を建築する際、土地として隣地を譲渡して以降、申請地はその親族世帯が管理しており、2番の申請地の

草刈りや1番の申請地の一部で家庭菜園程度の耕作を行なっていましたが、耕作に従事する者が高齢となり、家庭菜園を維持することが困難になったとして、植樹によって庭及び山林として管理することを希望していることから、今回の申請に至ったものであります。当該土地は第2種農地に該当しますが、申請者の親族の宅地と一体となる宅地であり、また、植樹によって他の農地に影響があるものではないため、立地基準及び一般基準を満たしております。なお、本来農地である土地を以前から宅地の一部として使用していたものでありまして、追認案件ではありますけれども、そのことについては始末書が提出されております。次に番号3番、地図は3ページ及び4ページとなります。登記地目及び現況地目とも畑、面積は814㎡。転用の目的は自家用車及び来客のための駐車場5台分と薪置場を確保するためとしております。地図の4ページの方をご覧くださいと思います。当該土地の中に市の天然記念物がございます。その部分は農地として利用できず、天然記念物を見るために車で来る者もあるため、駐車場5台分を確保する計画としております。当該農地は農振農用地でありましたが、当委員会から意見書を提出して農業振興地域から除外しております。ちなみに、先月の総会において7㎡の追加の案件で、会長の専決処分報告をした土地がこちらになります。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番及び2番について5番古内嘉博農業委員から説明をお願いします。

○5番（古内嘉博君） 5番古内です。申請の事由については事務局が話したとおりになります。現況は事務局が言ったとおりですが、庭園それから家庭菜園、それから草地状態。それから、一部は今言った40年から50年くらい経った杉等が生がっていました。それで申請人の話によりますと、将来、大船渡に帰ってきたいということなようです。それで今、市外に住んでいるため、親戚に土地の管理をお願いしているそうです。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第1号の1番及び2番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番及び2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号1番及び2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第1号3番について6番中村亨農業委員から説明をお願いします。

○6番（中村亨君） 6番中村亨です。議案第1号3番についてご報告いたします。25日に現地を確認して申請者から電話でお話しを伺いました。お墓を移転し、家族や親戚の駐

車場と薪置場として利用したいとのことでした。以上です。よろしくお願いします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第1号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって議案第1号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第5、議案第2号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 議案書6ページをお開きください。議案第2号農地法の適用外であることの証明願を受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、地図は5ページになります。登記地目は畑、現況地目は山林、面積は4,596㎡。非農地の事由は、以前は果樹栽培を行っていた土地であるところ、果樹園経営を中止した際に、その後ヤマユガの養蚕、いわゆる蚕のような蛾なんだそうですけれども、それと繭の収穫の可能性を考えてクヌギの幼木を植樹したところのようです。実際に養蚕を行うことはなく、所有者の身体状況の悪化もあって長期間放置し、現在は山林となっているということで、農地の管理を怠ったことについて始末書が提出されております。次に番号2、3、4番についてですが、これらの申請は土地所有者が異なるため別々に申請されておりますが、実際の用途は同一であるため、まとめて説明させていただきます。地図は6ページになります。番号2番、登記地目は畑、現況地目は道路、面積は27㎡。次に番号3番、登記地目は畑、現況地目は道路、面積は21㎡。議案書の7ページをお開きください。番号4番、登記地目は畑、現況地目は道路、面積は3.01㎡。以上、三つの土地の非農地の事由は、これらの土地が囲む形で地図の北側の土地に居宅がございますが、こちらの居宅に至る砂利敷きの道路がございますが、実際の道路がその境界をはみ出し、隣接する農地まで広がっていることに気づかず、登記簿地目も農地でないと考えていたためとされており、これに関してそれぞれ土地所有者から始末書が提出されております。なお、申請の土地はこれ以降、道路として管理するため、本年5月に元の農地から分筆されたものです。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の推進委員から当該地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について大船渡地区末崎地域村上優司推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 推進委員の村上です。議案第2号農地法

の適用外であることの証明について番号1番について調査の報告をいたします。6月23日午前9時、所有者宅を訪問したところ不在でございました。非農地の事由の欄に加齢と身体状況の悪化とありますが、所有者は母と2人家族で、勤務中に大怪我をし、現在も施設でリハビリ中。母も高齢で施設に入居しており、家は空家となっております。改めて午後3時、所有者の別家であるA氏宅を訪問し、申請に至った経緯について伺ってまいりました。A氏の案内で申請地を確認し、現地で申請に至った経緯について伺ってまいりました。昨年、農業委員会から届いた所有者宛ての書類が別家であるA氏に転送され、申請地について今後の利活用の照会の通知があったところです。照会の内容がよくわからないので、市外在住の親戚、B氏が農業委員会を訪ね説明を受け、今回、申請に際し農業委員会事務局を申請地まで案内しておりますので、24日、電話でB氏からも経緯についてお伺いしております。申請の手続きは、別家であるA氏が行なっております。所有者とB氏の関係は、B氏の親が所有者宅から嫁いだ関係から、管財人という立場ではありませんが、所有者に代わりA氏と2人で用足しをしたり、草刈り等、いろいろとお世話されてきた経緯がございます。申請地には、目通し20cmから25cm、高さ10mぐらいのクヌギの木が生い茂っております。下草は丈10cmぐらいで、芝生を張ったように綺麗に生い茂り、草刈り管理をしているのか伺ったところ、特に管理はしていないが、クヌギが生い茂り、陽が射さず、草も生えないということでした。隣接する土地には申請地を囲むように杉の木が植林され大木となっており、農地に復旧するには重機を入れなければ難しく、農地法の適用外にしても周りに及ぼす影響はないものと見てまいりました。クヌギという木は、辞典で調べたところ、別名オカメドングリとも言うんだそうです。大きくてイガがあって、材は炭、木炭の最高品質の材料となるということで、樹皮や葉は染料、薬用にするということで、古い名前はツルバミというんだそうです。以上で説明を終わりますが、非農地の事由にもありますように、加齢と身体状況の悪化もあり、管理する人もなく、農地として維持することは困難と見てまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号1番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第2号2番から4番について大船渡地区猪川地域鈴木一志推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員（鈴木一志君） 推進委員の鈴木です。議案第2号の番号2番、3番、4番の調査結果をまとめて報告いたします。現地の確認と関係者からの聞き取りは、6月25日と26日に行なっております。2番の左側に接する区画は、2番の申請者の所有の農地。それから、3番の下側に接する区画は、3番の申請者の農地。4番の上側に接するところは、4番の申請者の農地になります。今回申請のあった部分は、3筆が接している道路の先に居住するCさん、図面では一番真ん中、中央上の方にあるところになります。Cさんの自宅に通ずる道路部分になります。申請に至った経緯については、そのCさんから聞いた話を最初に説明した方がわかりやすいので、まずCさんから聞いた内容から報告いたします。昭和58年当時から砂利敷き道路として利用しているとありますが、これは現在の住宅を増改築した頃ということでした。この道路は元々、車1台が通れるか通れない程度の細い道路だったそうですが、次第に車の通行も増えて、道路部分が広がってしまいました。広がったとは言え、まだ大型の車が通行できる幅はなく、直接乗り入れできないので、宅配などのトラックは離れた場所に駐車してから荷物を歩いて運んでくる状況ですということでした。今回、長い間境界がはっきりしない状態を解消するため、そして、大型車も通行できる道幅を確保するために土地家屋調査事務所に依頼した上で、関係所有者にいろいろ農地の提供をお願いしたものですということでした。2番の申請地の左側の農地については、ご本人から確認したところでは、この畑は草刈り管理も大変なため、近くの方に貸している畑です。畑に通ずる道路が整備されれば、畑に通いやすくなり、いいことですと話しておりました。また、3番の申請農地の所有者からは訪問して直接聞いております。そして、次のページの4番の申請農地の所有者からは電話で確認しましたが、それぞれからは非農地の事由に記載のとおり、申請の農地は大分前から道路として使用してきております。今回、土地家屋調査事務所に依頼し調べるまでは、地目が農地のままになっているとは意識していなかったとのことでした。今回、Cさんからの要請もあり小面積であり、道路用地とするために譲渡をすることにしたということでありました。報告は以上であります。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号2番から4番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番から4番について本委員会において願いのとおりに決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号2番から4番について本委員会において願いのとおりに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第6、議案第3号農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和4年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） それでは議案書8ページになります。議案第3号農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）を本委員会の会議に付し、議決を求めます。

議案書9ページをお開きください。令和4年度最適化活動の目標の設定等について、2月28日開催の第17回大船渡市農業委員会総会において一度ご承認いただいたところですが、目標の設定に関する国の指針と記載様式等の変更があったため、再度お諮りするものです。以下、変更した部分を中心に説明いたします。議案書9ページの中段、2農家・農地等の概要のうち、左側の表に農業経営体数が新たに加えられております。2020年農林業センサスの結果から、農業経営体数を169と記載しております。また、その段の右端の表のうち、農業参入法人について、1法人が集計から漏れていたため、1を加えて11経営体。また、集落営農組織として1組織を加えて1経営体としております。その下の方、耕作面積について、直近の耕作及び作付面積統計の数値を記載すべきことが規定されたため、田を261ha、畑を388ha、合計を649haとして、2月の時点から23ha減少することとなっております。議案書10ページをお開きください。Ⅱ最適化活動の目標、1最適化活動の成果目標、（1）農地の集積、①現状及び課題の表のうち管内の農地面積を直近の耕地及び作付面積統計の値に修正したため、修正する以前は13.5%としておりましたが、これが14.0%となっております。その下、目標の表は新たに追加されたものです。農地集積面積の目標年度、それから、集積率は県から指示された数字を記入し、今年度の新規集積目標を先月の総会後に事務局長がお話ししましたとおり、令和4年度において各委員0.1haの集積を一応の目的としていただきたいと思いますと考え、19名で1.9haとしております。この面積を加えた集積面積93haを元に集積率を求めると、今年度末の目標は0.3%増加して14.3%となります。この上昇0.3%という数値は、令和12年度の集積率の目標60%を達成するためには低いものではありませんけれども、今年度の目標設定は現実的な数値を記載し、後年によって調整することができるとされたため、このような記載としております。議案書10ページの中段、（2）遊休農地の解消、①現状及び課題の表は、記載する項目が変更され、遊休農地を良好な状態である緑区分と、荒廃が進んで再農地化が困難とされる黄色部分に分け、昨年度の農地パトロールの結果を元に記載しております。②の目標、ア既存遊休農地の解消。そのうち、a緑区分の遊休農地の解消については、緑区分の遊休農地の5分の1の面積を記載するよう定められていることから、11ha。b黄区分の遊休農地の解消については、現に確認している黄区分の農地のすべてを解消すべきものとして44haを記載しております。議案書の11ページをお開きください。（3）新規参入の促進、②目標の表は新たに加えられた項目ですが、目標面積には過去3年間の権利移動面積の平均の1割

以上を記載することとされており、1 ha の 1 割で 0.1ha としております。中段、2 最適化活動の活動目標、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、先月の総会後に最低毎月 1 日以上活動をお願いしたいと説明してありましたところでございます。しかし、この表の記載では国の基準である月 10 日を下回る数値は受け付けないと岩手県の方からされたため、やむなく 10 日と記載しております。その下、(2) 活動強化月間の目標では、農地パトロールにあわせて農地や新規就農希望者の情報収集に努めるということで、7 月から来年 2 月までを取組期間として設定しております。(3) 新規参入総段階への参加目標としては、毎年、気仙管内の市町持ち回りで開催しております就農相談会に参加することとして記載しております。

以上が令和 4 年度の目標の記載内容になります。なお、この目標の設定等については岩手県に提出することとなりますが、その際、記載内容について県から指摘や修正指示があることが予想されます。その場合には会長と相談の上、事務局にて修正することをご了承いただきたいと思います。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第 3 号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。浅野推進委員さん、どうぞ。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。先ほど最後の方にお話しがありました 11 ページの最適化活動の活動目標の日数なんですけれども、ここの中では 10 日ということで記載されておりますけれども、先月の事務局長さんのお話しでは、月 5 日というお話しがありましたが、この度の整合性はどうなるのでしょうか。

○議長（藤原重信君） 事務局。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） これは補助金の関係につながってくる場所なんですけれども、国の方では 5 日から 10 日程度の活動について、活動日数等に応じて補助金の額を決定するというふうな形になされております。ただし、最低毎月 1 日以上活動がなければ、その補助金はすべてカットすると、国からよこされないというような話になります。なので、とりあえず 10 日ということは皆様に無理強いすることはできないので、5 日を目標としながら、最低 1 日以上活動をお願いしたいというふうに先月の説明で申し上げたところになります。少ない月で 1 日、農地パトロールなど多い月ではそれなりの日数で、月 5 日程度ですか、最適化の活動をお願いしたいというふうには、こちらの方で考えておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、記載では 10 日ということを下回ることはできないという指導がありましたので、このとおり記載させていただいております。

○議長（藤原重信君） 農業委員会もいろんな行事が増えまして、大変だなとつくづく感じているところですが、そういうことなようです。1 日以上というのは全員でしょう。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） はい。

○議長（藤原重信君） 1 人でも欠けると駄目。だから、19 人全員が 1 日以上必要なんですというふうに聞きましたので、私は。

他にございませんか。村上推進委員さん。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 今言った平均ということなようだけれども、農地パトロールの期間に入ると結構日数が出る。そうすると、何もなくても平均すれば5日以上あればいいということなんですか。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 月に1日も活動しない委員さんがいらっしやると、全部、その市の農業委員会の補助金はカットしますというのが国の指標なようでございます。病気のために入院したとか、明確に委員会活動ができない理由があれば別なようですけれども、何とか総会前の推進班会議でありますとか、何か最適化に関係する仕事に少しでも関わることがあれば、活動記録の方に書いていただいて、1日以上としていただきますようお願いいたします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 平均ではなくて、月に1日以上ということ。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） はい、そういうことになります。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 難しくなってきたな。

○議長（藤原重信君） ご理解いただけましたでしょうか。それでは以上で質疑、意見を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） それでは以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号を本委員会において原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号については本委員会において原案のとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第21回総会を閉会いたします。

午後2時52分閉会